

報告第7号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年7月6日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

記

項 目	内 容	
発生日時・場所	平成28年6月15日 午前10時00分頃 飛騨市宮川町林 飛騨市立宮川小学校地内	
事故の概要	飛騨市立宮川小学校校務員が、学校敷地内で草刈作業を行っていたところ、草刈機による飛び石が、学校内駐車場に駐車してあった同校職員の自家用車に当たり、車両のリアガラスを破損させた。	
相手方	[REDACTED]	
事故の種類	人 身	物 損
相手方損害額	—	99,511円
市の過失割合		100%
損害賠償金	—	99,511円
内 訳	保険金	99,511円
	一般財源	0円
専決年月日	平成28年7月1日 専決第7号	